

岩手県告示第269号

港湾隣接地域の指定（昭和39年岩手県告示第945号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

二宮古港湾隣接地域1 鉾ヶ崎地区を次のように改める。

1 範囲（角度の表示は、真北とする。）

基点1から基点32まで順次に結んだ線及び基点1から191度12分59秒並びに基点32から99度32分59秒の方向に引いた線と水際線に囲まれた陸域

2 陸域の地番

宮古市臨港通1番1、1番2、1番3、2番14、2番21、2番22、3番、5番3、5番9、64番20、68番12、205番2、206番、208番1、208番2、208番3、208番4、208番5、208番6、208番7、208番11、208番13、208番14、208番15、208番18、208番19、208番20、208番21、208番23、208番24、218番1、218番2、218番3、219番1、220番、221番1、221番2、222番1、222番2、222番3、222番4、222番5、222番6、222番7、222番8、222番9、222番10、222番11、222番12、231番1、231番2、231番6、232番1、232番2及び233番並びに港町223番1、223番2、224番、225番、226番、227番、228番、229番、230番、231番3、231番4、231番5、231番7、231番8、315番1、315番2、315番3、315番4、315番5、315番6、320番及び321番並びに日立浜町32番12、32番13、32番20、32番41、32番44、32番56、32番68、37番1、37番2、38番4、38番5、38番18、38番19、38番22、38番24、38番26、38番33、38番34、40番5、40番6、44番、50番、51番、55番1、55番2、55番3及び56番並びに宮古乙第1地割64番15、64番24及び72番

3 基点の表示（角度の表示は、真北とする。）

基点1 鉾ヶ崎地区三等三角点（北緯39度38分49秒9162、東経141度58分26秒4485）から223度11分31秒1、120.4メートルの地点

基点2 基点1から99度42分59秒157.0メートルの地点

基点3 基点2から109度52分59秒374.0メートルの地点

基点4 基点3から48度42分59秒139.0メートルの地点

基点5 基点4から17度22分59秒67.0メートルの地点

基点6 基点5から290度31分39秒366.0メートルの地点

基点7 基点6から324度42分59秒9.2メートルの地点

基点8 基点7から203度00分00秒60.0メートルの地点

基点9 基点8から271度37分23秒72.2メートルの地点

基点10 基点9から327度00分00秒64.0メートルの地点

基点11 基点10から2度00分00秒57.0メートルの地点

基点12 基点11から93度00分00秒47.0メートルの地点

基点13 基点12から6度20分32秒45.4メートルの地点

基点14 基点13から13度00分00秒227.0メートルの地点

基点15 基点14から354度00分00秒173.0メートルの地点

基点16 基点15から55度00分00秒137.4メートルの地点

基点17 基点16から12度42分59秒8.2メートルの地点

基点18 基点17から52度52分59秒27.8メートルの地点

基点19 基点18から22度23分22秒4.8メートルの地点

基点20 基点19から327度00分00秒50.8メートルの地点

基点21 基点20から54度00分00秒65.0メートルの地点

基点22 基点21から103度00分00秒120.0メートルの地点

- 基点23 基点22から178度33分57秒7.5メートルの地点
- 基点24 基点23から117度42分59秒53.7メートルの地点
- 基点25 基点24から162度42分59秒156.0メートルの地点
- 基点26 基点25から125度32分59秒49.0メートルの地点
- 基点27 基点26から38度52分59秒14.0メートルの地点
- 基点28 基点27から129度52分59秒244.0メートルの地点
- 基点29 基点28から219度42分59秒34.0メートルの地点
- 基点30 基点29から143度42分59秒18.0メートルの地点
- 基点31 基点30から114度52分59秒20.0メートルの地点
- 基点32 基点31から94度32分59秒22.0メートルの地点